

都市計画課 予算書P134 金額7,500千円

## 目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている都市計画の基本方針を示すものであり、概ね20年後の目標を策定するものである。  
将来の都市づくりや土地利用を見据えた一体性のある都市の方針を示す。

## 内容

当市の都市計画マスタープランは、平成22年3月に策定されており、12年が経過している。  
圏央道の開通や震災・水害の影響により、市内及び周辺自治体の状況も変化しており、現状を把握して将来に向けた方針を決める。  
庁内及び外部委員による委員会を設置して、2カ年の計画期間で改定作業を実施する。  
初年度は、現状の把握・市民の意向調査等を実施する。

継続費 R4 7,500千円 R5 17,500千円